建設の施工企画 '08.12 37

特集 >>> 建設施工における標準化

建設業労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS) 認定事業

高 橋 元

建設業労働災害防止協会(以下,「建災防」という)では,厚生労働大臣が公表した「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」に基づき,建設業の固有の特性を踏まえ,COHSMS ガイドラインを策定し,当該ガイドラインの周知・普及を積極的に図るとともに,建設事業場が COHSMS ガイドラインに従って,システムの構築または運用状況を確認する COHSMS 評価サービス事業を行ってきた。今般,COHSMS 評価について,労働安全衛生法の改正に伴い創設された計画届免除認定制度との整合性を図り,評価項目・評価方法等を見直し・整備を行うとともに,また新たに,性能規定的考えを重視して,既存の社内規程,様式等を認めるといった COHSMS 認定事業についてスタートしたところである。この COHSMS 認定事業について述べる。

キーワード: COHSMS, 認定事業

1. COHSMS の必要性

労働安全衛生マネジメントシステムについては、国の第11次労働災害防止計画において、「自主的な安全衛生活動の促進」として労働安全衛生マネジメントシステムの活用が取り上げられており、この計画の目標を達成させる上での具体的対策として掲げられている。

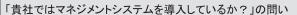
建設業労働災害防止協会においても、国の労働災害防止計画に基づいた5カ年中期計画において、重点対策として COHSMS の導入促進のための「COHSMS 認定事業」の普及促進を掲げている。この COHSMS ガイドラインとは、国が策定した労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針に準拠し、建設業向けに策定された労働安全衛生マネジメントシステムに関するガイドラインである。

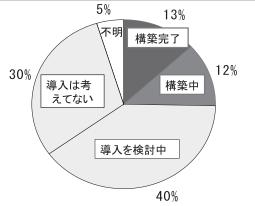
特に、無災害の工事完了が多くなる中で、上記計画の目標である5年間で死亡者数を20%以上の減少等を達成させるには、これまでの再発防止型の対策に加え、先取り型の対策に取り組む必要がある。そのためにはリスクアセスメントの確実な実行が必要であるが、このリスクアセスメントを効果的に行える仕組みとしてCOHSMSの導入が欠かせないものとしている。

2. COHSMS の現状

建設業におけるマネジメントシステムの導入状況に

ついては、平成19年に独立行政法人労働安全衛生総合研究所で行った「貴社ではマネジメントシステムを導入しているか?」を問うアンケート調査の回答によれば、マネジメントシステムの導入の完了または導入の検討中の事業場は25%となっており、依然として十分とは言えない(図一1)。しかし、40%の事業場が導入を検討しており、これから導入をする事業場が多数あるものと考えられる。





平成19年3月 労働安全衛生総合研究所 アンケート調査 建設企業3000社 回収率33.4%

図—1 COHSMS の導入状況

また、COHSMS 構築状況等を評価する一環として、 平成 15 年に開始した COHSMS 評価サービス事業に 基づく「COHSMS 評価証」取得事業場数は平成20年3月までに44事業場で、決して十分とは言えない状況である。

3. 認定事業の目的

そこで、前記 COHSMS 評価サービス事業を見直し、新たに COHSMS 認定事業(以下、「認定事業」という。)を平成20年4月からスタートしたところである。認定事業は、平成18年の労働安全衛生法改正に伴い創設された計画届免除認定制度との整合性を図ること、また、建設事業場において COHSMS を構築し適切に運用され COHSMS 認定基準に適合していることを認定する制度を設けることにより、COHSMS の普及をさらに促進させることをも目的としている。

したがって、多くの建設事業場がこの認定制度を利用していただくことが肝心であるため、外部の認定業務代行機関を設けることのできる制度としている(図 -2)。

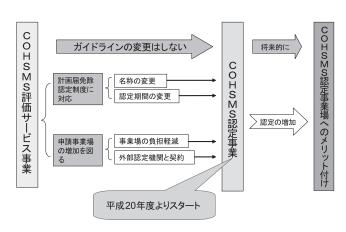
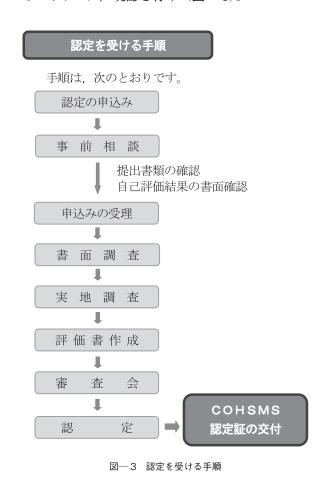


図-2 COHSMS 事業の見直しについて

4. 認定事業の概要

認定事業はCOHSMS ガイドラインに基づいてシステムを確立して実施している建設事業場に対し、システムの構築・運用状況について、評価者によりCOHSMS 認定基準に適合していると判断され、かつ、COHSMS 認定審査会の審査において評価者による評価が客観的かつ公正であると認められた事業場に対してCOHSMS 認定証を交付するものである。

認定を受けようとする建設事業場に対しては,自己 評価を行った上で事前相談に応じます。事前相談の結 果,支援サービスを受けるべきである状況の場合は, このサービスをお勧めしている。 事前相談ののち、認定申請書を受理し、審査の日程を決定し、評価は書面調査と実地調査で行う。書面調査は文書、規定類、様式、記録等を提出してもらい、建災防にて行う。実地調査は評価者が建設事業場へ赴いてヒヤリング、現認を行う(図一3)。



5. 認定事業の特徴

COHSMS 認定においては、建設現場の安全衛生を確保することを目的としている。したがって、関係請負人の参加など建設現場にフィットした対応となっている。

また、COHSMS ガイドラインでは国の指針にも示されているように、現場での日常的な安全衛生活動を重視して、システムの中に取り入れることが重要とされており、この要求項目を的確に評価できるよう、建災防では評価者は実務経験の有する安全衛生のエキスパートが担当することになっている。

認定事業における評価は、各社既存の制度、規定類、 様式、帳票までも認めることとしているが、これに対 応するため建災防は前記のように実務経験の有する安 全衛生のエキスパートを評価者として派遣することと している。そのため、既存の安全衛生管理体系を理解 建設の施工企画 '08.12 39

できる適切な評価が可能となっている。

6. 評価サービス事業との違い

COHSMS については、従来から評価サービス事業 を展開してきており、建設業の労働安全衛生マネジメ ントシステムの普及に寄与してきたものである。これ は、建災防が平成11年に国が制定した指針に準拠し、 建設業向けに開発した COHSMS ガイドラインを基に 評価を行ってきたものである。この評価サービス事業 では国の指針が発出されて間もない時期ということも あり、マネジメントシステムの普及率も低かったこと から、システム構築の支援と一体化されたものとして 運用されていた。したがって、文書すなわち、規定、 マニュアル、様式等は主に建災防の勧める仕様となっ ていた。しかし、COHSMS も 10 年近くたちマネジメ ントシステムに関する状況も変化し、各企業が独自に 開発し運用しているところも出てきており、これらの 建設事業場のシステムが一定のレベルに達しているこ とを証明することが必要であるという立場に立つべき であると考えたところである。

その結果, 認定事業のスタートとなった訳だが, これまでの評価サービス事業との主な違いは以下のとおりである。

- (1) COHSMS ガイドラインを改定していないため、 安全衛生水準の向上を目指すという評価サービス 事業と基本的なスタンスの変化はない。
- (2) 計画届の免除認定制度が制定に対応させるべく, 一定の COHSMS 認定基準を公表し当該基準に適 合していることを証明する認定の考え方を示し た。
- (3) 認定制度といえども、認証そのものを目的とした 形式的な文書、規定類を求めるものではなく、建 設事業場の既存の文書形式、規定類、マニュアル、 安全衛生管理体制を尊重し、かつ文書化について は規定類のみならず、現場等で使用している決め られた様式、帳票等も認めることとしている。
- (4) これまでシステム構築の支援を行っていた部分を 分離して、支援サービス事業 (構築または内部監 査) を独立させ、建設事業場は事前相談において、 直ちに認定を取得する申請を行うのか、または、 いったん支援サービスを受けた上で認定を取得す るのか選択できるような制度とした (図—4,5)。

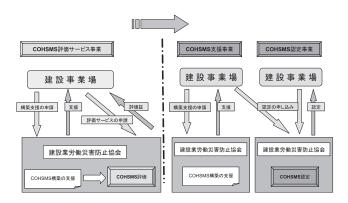
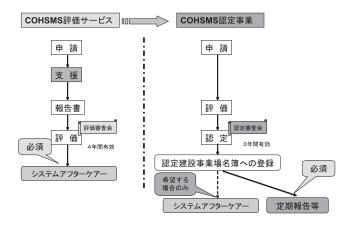


図-4 COHSMS 評価と COHSMS 認定の対比図



図一5 COHSMS 認定建設事業場名簿への登録までのフロー (システムアフターケアー)

7. COHSMS 認定証取得のメリット

建設事業場に COHSMS を導入するメリットは「COHSMS の必要性」のところで述べたとおりであるが、COHSMS 認定証を取得するメリットはどこにあるのか、すなわち安全衛生水準を向上させる上で認定証取得がどのように役に立つのかということである。建災防ではこの認定証の取得には次のようなメリットがあり、安全で快適な職場の証明になると考えている。

- (1) COHSMS 認定基準に適合させるための改善を通じた、システムの質の向上が可能。
- (2) COHSMS 認定証のもとに、社員が一体となった 安全衛生意識の強化。
- (3) 企業の社会的責任 (CSR) の実現への寄与と社会 的信頼の向上。
- (4) パンフレット, 名刺等に COHSMS 認定マークが 使用でき, COHSMS 認定による企業のイメージ アップが可能。
- (5) COHSMS 認定を取得する過程での、専門的知識・ ノウハウの獲得が可能。
- (6) 公共工事等の入札時における優遇措置及び安全衛 生管理能力の証明。

40 建設の施工企画 '08.12

8. 認定の単位

COHSMS の認定は、基本的には COHSMS ガイドラインで定義した「建設事業場」単位(仕事の請負契約を締結している店社とその仕事を行う作業場を統合したもの)で行う。

ただし、一定の条件のもとに店社を統括している本 社を認定の単位とすることもできる。

9. 認定審査会による審査

COHSMS 認定審査会は、外部の安全衛生の専門的知識を有する学識経験者等により構成されており、評価者が行った評価結果が客観的かつ公正に行われたかを審査する。この審査会により COHSMS 認定事業とコンサルティングや各種教育を含む COHSMS 支援サービス事業がそれぞれ独立して行っていることを担保している。

10. 本社認定について

本社認定は、総合工事業者で本社―支店―作業所の 組織をなしていて、本社が支店及び作業場の安全衛生 管理を統括(本社統括管理タイプという)している場 合適用される。本社統括管理タイプを認めるものとし て一定の条件を満たす必要がある。

すなわち本社は、"本社、支店及び作業所に至るまでシステム最高責任者及びシステム各級管理者の指名、システム最高責任者の役割、権限及び責任等の「システム体制の整備」、並びにシステムに関する「必要な規定、手順等の作成」について定めていること。"が必要である。

11. 認定と認定証の交付

認定された建設事業場には、COHSMS 認定証を交付し、認定証の有効期限は3年間で、更新制度を設け



図—6 COHSMS 認定マーク

ている。また、名刺やパンフレットなどに、図―6のような COHSMS 認定マークが使用できるようになっている。また、認定建設事業場は COHSMS 認定建設事業場名簿に登録し、建災防のホームページ等の様々な機会を通じて広く公表することとしている。

12. 個人情報保護

評価者は常に客観的かつ公正で厳粛に評価を行う必要があるため、建災防として職員の職務規定だけでなく、評価者としての倫理綱領を制定し適用している。この倫理綱領には知りえた建設事業場の個人情報を保護する責務を負わせている。また、お預かりした書類等も必要のないものから早急にシュレッダーにかける等の方法で処分することとしている。

さらに、認定後には様々な報告をいただくことと なっているが、評価事業場の断りなしに一切外部に公 表することを禁じている。

13. 認定事業の開始

以上のような観点から、建災防では平成20年4月から新たな認定事業をスタートしたところである。そして、認定第1号として平成20年5月に株式会社熊谷組に認定証を交付した。建災防では安全衛生管理が「本社―支店―作業場」の全社統一の組織で行われているものに対しては、全支店数の半数以上が建設事業場すなわち「支店―作業場」の評価サービス事業の評価証または認定事業の認定証を取得し、かつ本社においてもCOHSMS認定基準に適合していることが認められるとして、株式会社熊谷組として認定証を交付したところである。

同社は、平成11年10月に本社が中心となって本社一支店—作業所で適用する全社統一のシステムを実施している。支店の組織や各部署の権限等も本社の規定に従って運用されているものである。

同社ではシステム導入から現在までの約9年間の安全成績は、それ以前の災害発生率と比べると約80%減少し、安全衛生レベルのアップが大きく図れたとして評価している。

その後、建災防では、6月に平岩建設株式会社、また、10月には五洋建設株式会社に COHSMS 認定証を交付している。

建設の施工企画 '08.12 41

<問い合わせ>

名 称:建設業労働災害防止協会 技術管理部 COHSMS トータルサービスセンター

所在地: 〒108-0014 東京都港区芝5-35-1

産業安全会館7階

電 話:03-3453-1306(直通)

<外部 COHSMS 認定業務代行機関>

建災防との契約により外部の機関が COHSMS 認定 機関として関係する業務を代行することができるよう になった。現在は下記の機関が認定機関となっている。

名 称:豊田安全衛生マネジメント株式会社

所在地: 〒 471-0034 愛知県豊田市小坂本町 1-5-10

矢作豊田ビル9階

電 話:0565-33-9930

J C M A



[筆者紹介] 高橋 元 (たかはし はじめ) 建設業労働災害防止協会 技術管理部長兼 COHSMS トータルサービスセンター所長

建設の施工企画 2006 年バックナンバー

平成 18 年 1 月号 (第 671 号) ~平成 18 年 12 月号 (第 682 号)

1月号(第671号)

夢特集

5月号(第675号)

施工現場の安全特集

10月号 (第680号) 情報化施工と IT 特集

2月号 (第672号)

環境特集 温暖化防止に向け

て (大気汚染防止・軽減) 特集

6月号(第676号) リサイクル特集

11月号 (第681号) ロボット・無人化施工特集

3月号 (第673号)

7月号 (第677号)

防災特集

基礎工事特集

環境特集 環境改善(水質浄

8月号 (第678号)

■体裁 A4 判

化・土壌浄化)

標準化特集

■定価 各1部840円

12月号 (第682号)

4月号 (第674号)

特集 品確法 公共工事の品質

9月号 (第679号)

(本体800円) ■送料 100円

確保

維持管理・延命化・長寿命化特集

社団法人 日本建設機械化協会

〒 105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 (機械振興会館)

Tel. 03 (3433) 1501 Fax. 03 (3432) 0289 http://www.jcmanet.or.jp